

## 広島県告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 解除に係る保安林の所在場所

呉市荘山田村字上壺本松一〇五三六、一〇五三八、甲一〇五三二の一・一〇五三九から一〇五四一まで・一〇五四八の一・一〇五四八の三・一〇六〇〇・字下壺本松一〇六〇四・字茶振一〇八六四・一〇八六五の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）